

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第5号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第14条 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(道路の使用許可)</p> <p>第23条 法第77条第1項第4号の規定により、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない行為は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第6号、第7号及び第9号に掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定により行うことができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 道路においてロボット<u>の移動を伴う</u>実証実験を行うこと。</p> <p>(免許用写真の添付省略)</p> <p>第31条の2 施行規則第29条第3項(第29条の2第2項において準用する場合を含む。) <u>及び</u>第30条の9第3項に規定する<u>免許用写真</u>を添付する必要がない場合は、次に掲げる場所に</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第14条 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車<u>(内閣府関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める件(平成23年内閣府告示第12号)別表に掲げる搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業に係る公道における搭乗型移動支援ロボットの使用に関する実験において使用されるものを除く。以下この号において「原動機付自転車等」という。)</u>を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(道路の使用許可)</p> <p>第23条 法第77条第1項第4号の規定により、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない行為は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第6号、第7号及び第9号に掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定により行うことができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 道路においてロボット<u>、移動に用いる用具等</u>の実証実験を行うこと。</p> <p>(申請用写真の添付省略)</p> <p>第31条の2 施行規則第29条第3項(<u>施行規則第29条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>、<u>第30条の9第3項及び第30条の10第2項に規定する申請用写真</u>を添付する必要</p>

において申請又は申出を行う場合とする。ただし、当該申請又は申出を行う者が、免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。

(1)～(5) [略]

(運転経歴証明書の交付等)

第32条の3 法第104条の4第5項の規定により運転経歴証明書(様式第20号の3)の交付を受けようとする者は、交付手数料を添えて、運転経歴証明書交付申請書(様式第20号の4)を公安委員会に提出しなければならない。

2 第2条の規定により警察署長を経由して前項の申請書を提出する場合は、当該申請書には、施行規則第30条の9第3項に規定する免許用写真を添付しなければならない。

3 第1項の運転経歴証明書は、第2条の規定により運転免許課長を経由して行った申請に係るものについては運転免許課において、警察署長を経由して行った申請に係るものについては当該申請に係る警察署において交付する。

別表第1 (第2条関係)

申請書等	経由先
[略]	
運転経歴証明書交付申請書 (様式第20号の4)	[略]

がない場合は、次に掲げる場所において申請又は申出を行う場合とする。ただし、当該申請又は申出を行う者が、免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。

(1)～(5) [略]

(運転経歴証明書の交付等)

第32条の3 法第104条の4第5項の規定により運転経歴証明書の交付を受けようとする者は、交付手数料を添えて、運転経歴証明書交付申請書(様式第20号の3)を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の運転経歴証明書は、第2条の規定により運転免許課長を経由して行った申請に係るものについては運転免許課において、警察署長を経由して行った申請に係るものについては当該申請に係る警察署において交付する。

3 施行規則第30条の12第1項の規定による変更の届出をしようとする者は、運転経歴証明書記載事項変更届(様式第20号の4)を公安委員会に提出しなければならない。

4 施行規則第30条の13第1項の規定に基づき運転経歴証明書の再交付を申請しようとする者は、再交付手数料を添えて、運転経歴証明書再交付申請書(様式第20号の5)を公安委員会に提出しなければならない。

5 公安委員会は、第1項の運転経歴証明書を再交付するときは、当該再交付を受ける者が運転経歴証明書を亡失し、又は滅失した場合を除き、その者が現に有する運転経歴証明書と引換えに再交付するものとする。

6 施行規則第30条の14の規定により運転経歴証明書を返納しようとする者は、運転経歴証明書返納届(様式第20号の6)を公安委員会に提出しなければならない。

7 施行規則第30条の15の規定により運転経歴証明書を再交付しようとする者は、運転経歴証明書再交付申請書(様式第20号の7)を公安委員会に提出しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

申請書等	経由先
[略]	
運転経歴証明書交付申請書 (様式第20号の3)	[略]
運転経歴証明書記載事項変更届 (様式第20号の4)	
運転経歴証明書再交付申請書 (様式第20号の5)	

	運転免許取消申請書 (施行規則別記様式第19の3の8)	[略]	
	[略]		
	[略]		
	運転経歴証明書返納届 (様式第20号の6)		
	運転免許取消申請書 (施行規則別記様式第19の3の8)	[略]	
	[略]		
	[略]		

2	別表第2 (第12条の2関係)			別表第2 (第12条の2関係)				
	種類	路線名	区間	種類	路線名	区間		
	[略]			[略]				
	一般国道	[略]		一般国道	[略]			
		45号	[略]		45号	[略]		
						下閉伊郡田野畑村南大芦52番3 から南大芦48番1まで		下閉伊郡岩泉町中島字長内無番 から下閉伊郡田野畑村南大芦57 番1まで
			[略]				[略]	
	[略]		[略]					
	県道	[略]		県道	[略]			
		北上金ヶ崎 インター線	[略]		北上金ヶ崎 インター線	[略]		
					水海大渡線	釜石市両石町第4地割123番1 地先から第4地割42番22地先ま で		
	[略]			[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第20号の3を削る。

様式第20号の4を様式第20号の3とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第20号の4 (第32条の3関係)

運転経歴証明書記載事項変更届	
年 月 日	
岩手県公安委員会 様	
届出者 氏名	

変更した	変更後	氏名	生年月日	住所
------	-----	----	------	----

事項	変更前	氏名		生年月日		住所	
現に受けている運転経歴証明書	交付年月日			年	月	日	
	交付公安委員会	公安委員会					
	番号	第			号		

(A4)

様式第20号の5 (第32条の3関係)

運転経歴証明書再交付申請書

年 月 日

岩手県公安委員会 様

ふ	り	が	な												年	月	日生
氏	名																
住	所																
再交付を申請する理由																	
現に受けている運転経歴証明書	交付公安委員会																
	交付年月日																
	番号																
	免許年月日	第一種	二・小・原														
		免許	その他														
第二種免許																	
免許の種類				大	中	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大	けん
				型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	引
				二	二												二
<div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写真 </div>																	

(A4)

様式第20号の6 (第32条の3関係)

運転経歴証明書返納届

年 月 日

岩手県公安委員会 様

住所
氏名

返納する運転 経歴証明書	番 号	交付年月日 年 月 日	交付公安委員会
返納の理由			

(A 4)

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同月2日から施行する。